

第 4 回大垣市中学校部活動地域移行検討委員会 会議録

日 時	令和 6 年 11 月 12 日（火）10 時 00 分～12 時 10 分
場 所	大垣市役所 6 階 6-3、6-4 会議室
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会のことば 2 委員長挨拶 3 教育長挨拶 4 確認事項 5 報告事項 6 協議事項 7 閉会のことば
出席者	<p>委員 10 名、事務局 12 名 計 22 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大垣市中学校部活動地域移行検討委員会委員（敬称略） 竹内治彦、長谷川哲也、高橋正紀、井上徹子、小見山麻衣、横尾宣幸、川瀬尚志、山口敏文、秋田由紀子、原川拓雄 ・事務局 細江敦（教育長）、平松善幸（教育委員会事務局長）、鈴木浩成（庶務課長）、小倉正裕（学校教育課長）、林昭義（社会教育スポーツ課長）、水野哲也（同課参事）、吉安正和（庶務課主幹）、林のり子（学校教育課主幹）、洞口直樹（社会教育スポーツ課主幹）、塚本陽治（学校教育課主任指導主事）、鈴木宏教（学校教育課主任指導主事）、廣島明美（社会教育スポーツ課主査）
欠席者	<p>委員 2 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大垣市中学校部活動地域移行検討委員会委員（敬称略） 田辺美樹、宇津慎一
傍聴者	3 名
事務局	1 開会のことば（略）※議事以外の司会進行
委員長	2 委員長挨拶（略）
教育長	3 教育長挨拶（略）

事務局	4 確認事項（略）
委員長	<p>5 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者の報告 ※傍聴者 3 名 ・議事進行（検討委員会設置要綱第 6 条第 2 項の規定） <p>『報告事項(1)地域移行・実証事業の取組』について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>※ 『報告事項(1)地域移行・実証事業の取組』について（資料 1-1）を説明</p>
委員長	<p>ひとつ確認させていただきたいのですが、参考資料のガイドラインに「令和 6 年 9 月」と記載されていますが、資料 1-1 には「令和 6 年 3 月末にガイドライン策定」とあり、ずれていることについて、ご説明いただけますか。</p>
事務局	<p>後ほど「(5)休養日及び活動時間の設定」で説明させていただく内容ですが、9 月よりガイドラインを一部改訂いたしました。こちらは最新のガイドラインとなりますので、令和 6 年 9 月と記載しております。</p>
委員長	<p>そのような場合であれば、令和 6 年 3 月版として発行し、「令和 6 年 9 月改訂」というような記載を追加していくのが良いのではないのでしょうか。事務局でご検討ください。この件は形式的な話ですが、内容に関して、ご意見やご質問はございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>意見なし</p>
委員長	<p>『報告事項(2)令和 6 年度実証事業実施団体』について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	※ 『報告事項(2)令和6年度実証事業実施団体』について、 (資料1-2)を説明
委員長	報告事項(2)について、事務局から説明がありました。ご意見や ご質問はございませんでしょうか。
各委員	意見なし
委員長	『報告事項(3)各競技・種目における「検討チーム」』について、 事務局から説明をお願いします。
事務局	※ 『報告事項(3)各競技・種目における「検討チーム」』 について、(資料1-3)を説明
委員長	報告事項(3)について、事務局から説明がありました。ご意見や ご質問はございませんでしょうか。
各委員	意見なし
委員長	『報告事項(4)文化系部活動地域移行の推進』について、事務局 から説明をお願いします。
事務局	※ 『報告事項(4)文化系部活動地域移行の推進』について、 (資料1-4)を説明
委員長	資料2 ページ目の「指導者確保の体制作り」の四角の中のア スタリスク以降、楽器関連会社の部分のご説明をお願いします。
事務局	この企業は、約20名の楽器指導者を確保しており、企業内の 取り組みの中で指導者を紹介しています。そのような指導者を 地域クラブの指導者として紹介することも可能であるという情 報提供をいただきました。実際に実施できるかどうかは別とし て、企業から指導者をご紹介いただくような形も視野に入れら れるということで記載しております。

委員長	<p>個人情報の部分があるので、表現を正しておいていただきたいです。</p> <p>その他、ご意見等よろしいでしょうか。</p>
各委員	意見なし
委員長	『報告事項(5)休養日及び活動時間の設定』について、事務局から説明をお願いします。
事務局	※ 『報告事項(5)休養日及び活動時間の設定』について、(資料 1-5) を説明
委員長	報告事項(5)について、事務局から説明がありました。ご意見やご質問はございませんでしょうか。
副委員長	休養日を平日に振り替える場合、実施主体が平日と休日で異なると思いますが、連続性や情報伝達の観点からは、問題ないのでしょうか。
事務局	平日と休日で指導者が異なることが考えられますので、部活動顧問と地域クラブ指導者が連携して休養日等を設定するようお願いしています。
副委員長	祝日の扱いはどのようになっていますか。
事務局	基本的な休養日の取り方としては、平日のうち 1 日と、土曜日か日曜日のどちらか 1 日を休みとしています。そのため、祝日は通常通り活動していただいて構いません。
委員	現在、平日の部活動は顧問の先生が指導されているのですね。クラブの時間はどうなのでしょう。
事務局	クラブは、教育課程ではなくなりました。

委員長	<p>土曜日に大会があり、日曜日を休みとすると 1 週間練習できないからという理由であるのに、平日と連携するというのは、本音と建前の乖離が見られます。現在は試行段階であるため、やっていく中で詳細を詰めていく必要がありますが、平日と休日との橋渡しをどうするのか調整していく必要があります。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、土日を先行して移行しており、過渡期のため不均衡な部分が生じています。今後、移行の進捗に合わせて調整していく必要があると考えています。</p>
委員	<p>土曜日、日曜日の休養日を平日に移動すると、昼間は学校があるため、私はそれを十分な休養とは考えられませんがどうでしょうか。</p>
事務局	<p>学校に確認したところ、月に約 20 日の登校日がある中で、部活動実施日は月平均 5.8 日となっています。部活動の回数としては多くないため、十分な休養は取れているのではないかと考えられます。しかしながら、今後も連携をしっかりと図っていきたいと思います。</p>
委員	<p>土日のどちらかを休めることを確保した方が良いのではないかというご意見ですね。</p>
事務局	<p>原則として、土日のどちらかを休みとすることは大切にしていきたいと考えています。実施主体の団体の意見を聞きながら修正を行ったという経緯もあります。子どもたちの状況をよく観察していただきながら指導して下さるようお願いしています。</p>
委員	<p>実際、子どもたちから直接意見を聞いているのでしょうか。</p>
事務局	<p>昨年度、子どもたちにアンケートを実施し、その意識を確認しました。</p>

委員	そのアンケートの調査報告資料が添付されていないのはなぜですか。
事務局	今年の 6 月に保護者向けアンケートを実施いたしました。その結果と併せて、次回ご報告させていただく予定です。
委員	令和 3 年 3 月に策定された中学校部活動ガイドラインと、この実証事業ガイドラインとの間に若干相違があります。学校としてはガイドラインの遵守を進めたいのですが、主体の異なるガイドラインが存在するため、活動時間に差が生じるなど、対応に苦慮する面もあります。そのため、これらのガイドラインの整理をしていただけるとありがたく存じます。
委員長	年度途中でガイドラインを変更すべきではなかったかもしれませんが。今年度はこの改訂版で進めていただくことにして、次回の委員会では、この件を論点として取り上げさせていただきます。その際、子どもたちの実態や移行先の意見も踏まえながら、適切な解決策を検討していく必要があります
委員長	『報告事項(6)兼職・兼業に関する現況報告』について、事務局から説明をお願いします。
事務局	※ 『報告事項(6)兼職・兼業に関する現況報告』について、(資料 1-6) を説明
委員長	報告事項(6)について、事務局から説明がありました。ご意見やご質問はございませんでしょうか。
副委員長	この資料の意図を明確にさせていただきたいです。この資料は、今回の議論のための資料なのか、それとも今後の労働管理のためのものなのでしょうか。
事務局	年に 3 回、勤務時間管理表を提出していただき、必要に応じて教員本人や校長に確認を行っています。これは単発の取り組

	<p>みではなく、継続的に実施しているものです。</p>
副委員長	<p>地域移行した後、兼職兼業で地域クラブ指導者として従事する時間も市で管理していくということですね。</p>
委員長	<p>そもそも兼職兼業の概念についてですが、時間外勤務は兼職兼業の概念に当てはまるのでしょうか。時間外勤務の場合も雇用主は同じ教育委員会であり、異なる団体との雇用関係で働くことを指して兼職兼業と言うのであって、時間外勤務は兼職兼業には該当しないと考えます。</p>
事務局	<p>時間外において、部活動ではなく、地域クラブに従事しているという認識です。</p>
委員長	<p>あくまで兼職兼業としてとらえるのであれば、両方を合算してしまうと実態がわかりにくくなります。確かに、合算しないと教員の長時間労働を減らさなければならないという根本的な問題が解決しないのはその通りです。しかし、合算するのが適切かどうかは判断が難しいと思います。学校とは別の団体での活動が、平日にも土日にも行われているわけですが、それをすべて労働時間としてとらえ、そのようにまとめることが適切かどうかです。</p>
副委員長	<p>参考資料として情報を提供しているのか、それとも労務管理の一環として時間外労働や兼職・兼業まで管理しているのかによって、法的な問題が生じる可能性があります。そのため、この点について整理する必要があると考えます。</p>
委員	<p>実証事業中だけの話なのか、今後の実証事業後のことも含めて考えていかなければなりません。</p>
委員長	<p>一般的には労務管理の対象ではないと考えられます。資料の整理方法としては、学校の業務としての時間外勤務と学校外の地域クラブの指導業務は、明確に区分して時間を記載すべきで</p>

副委員長	<p>す。教育委員会としては、兼業を認める方向性がある中で、過度に長時間の兼業を避けるよう指導する必要もあります。</p> <p>文化系部活動について、市が主体となって団体を作るとすると、その労働時間を学校の業務と切り離してよいかという問題も生じると思います。そこで、事故などが起きた場合の責任や対応も含めて、切り分けは慎重に検討すべきです。</p>
委員長	<p>これは、この場所だけで解決できる問題ではなく、全国的に起こっている問題だと考えられます。本質的には、雇用主が誰であれ、1人の教員が月80時間を超えて働くべきではないという考えです。雇用主が2つに分かれていく状況の中で、教員の負担が過重にならないよう、どのようにコントロールできるのか、あるべき姿を検討していきましょう。</p>
委員長	<p>『報告事項(7)令和6年度部活動地域移行実証事業業務委託に関する報告(4月～9月)』について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>※ 『報告事項(7)令和6年度部活動地域移行実証事業業務委託に関する報告(4月～9月)』について、(資料1-7)を説明</p>
委員長	<p>報告事項(7)について、事務局から説明がありました。ご意見やご質問はございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>意見なし</p>
委員長	<p>6 協議事項</p> <p>『協議事項(1)地域クラブ活動における指導者確保の在り方について』、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>※ 『協議事項(1)地域クラブ活動における指導者確保の在り方について』、(資料2-1)を説明</p>

委員長	協議事項(1)について、事務局から説明がありました。ご意見やご質問はございませんでしょうか。
委員	資料 1-4 の中で、文科系部活動のご説明がありましたが、文化系部活動の指導者も企業から登録できる仕組みなのでしょうか。
事務局	企業ではなく、個人の方からお申し込みいただく仕組みとなっております。
委員長	8月に記者発表を行いました。指導者が思うように集まっていない状況なので、指導者要件が厳しいのか、謝金の設定が適切であるかなど、具体的な確保策についてご意見くださいという趣旨ですね。
委員	指導者は有償という形で活動を行うという大前提を示すべきだと考えます。有償であることを前提とし、その上で指導者の要件を厳格化することは必要だと思います。指導者に高い質を求めるとすれば、それに見合った報酬が不可欠です。1,000円程度の謝金では、優秀な指導者を確保することは困難でしょう。また、保護者が指導者を務めることは認めないのは重要な方針だと考えます。
事務局	市としては、有償であることを大前提として示しています。謝金の額は1,000円から上限1,600円の範囲で、各クラブで決定していただくようお願いしています。これは持続可能な活動にするために必要な措置だと考えています。多くのクラブが1,000円以上の謝金を設定している中、謝金なしで始めたクラブもあります。しかし、この問題は保護者の経済的負担に直結するため、皆様からのご意見をいただきたいと思っております。

委員	<p>実証事業の活動そのものを行うことはもちろん重要ですが、財源をどのように確保していくかを並行して検討していくべきだと考えます。</p>
事務局	<p>財源について、どのように確保していくと良いか、教育委員会ではまだはっきり決まっていないので、ご意見をいただきたいと思います。</p>
委員長	<p>実証段階では、このやり方では指導者が集まらなかったということもやむを得ないと思います。しかし、本質的にはこの財源の課題があります。市の補助、保護者負担、寄附等をどのように組み合わせしていくのか、次回までに教育委員会の方向性を何らかの形でお示しいただきたいと思います。</p>
委員	<p>地域移行は過去2回失敗しており、2回とも財源の問題が原因でした。教員が時間外に無償で行っていた部活動指導を、地域と学校が一体となって支えていくということが出発点にあります。教育委員会だけでは財源の問題は解決しないので、もっと大きな場で財源の問題を話し合わなければならないと思います。指導者要件については、基準を下げる理由はなく、保護者からすれば、資質が保証されていない人に子どもを預けられないので、むしろ要件を上げていくことも必要です。</p>
委員	<p>指導者は信頼できる人物に担ってもらいたいと思います。</p>
委員長	<p>指導者の確保だけでなく、財源の問題にも話が及びましたので、次の議題に移りたいと思います。</p>
委員長	<p>『協議事項(2)地域クラブ等に対する支援の在り方について』、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>※ 『協議事項(2)地域クラブ等に対する支援の在り方について』、(資料2-2)を説明</p>

委員長	<p>これは、現在令和 6 年度の支援の実態ということですね。ご意見やご質問はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>保護者の負担がかなり増加しているという印象を受けます。保護者の状況は様々であり、特にひとり親家庭にとっては会費が高すぎて参加できない場合があります。そのような状況下で、参加できない子どもたちをどのように支援していくのでしょうか。</p>
事務局	<p>国からも自立可能な形で、ある程度受益者負担を求めていくという方針が示されています。ただし、負担が高すぎると問題が生じるため、月会費を 2,000 円から 3,000 円程度に抑えられないか検討しています。謝金との兼ね合いもありますので、適切な金額をどのように設定していくかが課題だと考えています。</p>
委員長	<p>低所得世帯に対する支援についてですが、この差額に対して 2,000 円という金額は、一般的な感覚からすると小さいと思われます。ただし、現在市で用意できる予算は、資料に示されている通りの状況だということですね。</p>
委員	<p>基本的に支援が少ないと感じますが、国からの十分な支援がないため、市としても財源を工面するのが難しい状況だと思われます。これは地域全体で支えるべき問題ですので、地域の大人たち全員が知恵を出し合う必要があると考えます。</p>
委員	<p>この財源の問題は、教育委員会単独では負担が大きいと考えられます。他の立場の方々も交えて、一緒に議論を進めていくことは可能でしょうか。</p>
委員長	<p>まずは担当部局である教育委員会で様々な積算をしたうえで、他の部局と検討していただくことになると思います。各クラブ個別ではなく、全体としてどの程度の予算がかかり、それを市の予算として捻出できるものかどうかの話だと思います。そも</p>

	<p>そも謝金が 1,000 円では、最低賃金の 1,001 円を下回っているということになり、賃金ではなく謝礼ということになりますね。</p> <p>教育活動から切り離す以上は、保護者のご負担は、金額の多寡にかかわらず必ず発生するものと考えます。</p> <p>全体の必要経費がいくらで、どれくらい不足しているかを把握し、大垣市の部活動地域移行を支えたいという思いの方から寄附を集めるということも一つの方法だと思います。</p> <p>数クラブの事例だけでは全体像がわからないので、その辺りの詳細な資料を次回用意してください。</p>
委員	<p>各地域クラブが個別に企業協賛を得ていくと、クラブ間で格差が生じる恐れがあります。そのため、協賛金などの外部資金は教育委員会が一元的に管理し、窓口を一本化して扱うべきだと考えます。</p>
委員	<p>この地域移行の基本は、子どもを中心に考えるべきだと思います。少年団加入率が半減し、部活動加入率も徐々に減少しています。部活動やスポーツをする子どもたちが減ることは大きな問題です。部活動は教育の重要な一部であり、その役割は非常に大きいと考えます。幸いにして大垣市内には多くの大企業がありますので、これらの企業から基金を得ていくべきだと思います。</p>
委員長	<p>企業の方針として、団体の自立を促すため、運営費の経常的な補助は行わないというスタンスがあります。その代わりに、基金を設立し管理していくという形も考えられます。様々な立場の関係者が負担を分担し、一定水準を維持していくための議論が必要だと思います。</p> <p>先ほどご指摘があったように、コネクションのある地域クラブだけが潤沢に運営されるのは好ましくありません。この考えは、私たちの構想とも一致します。そこで、財源問題については、市として統一的に管理するという方針を示していただけたらと思います。</p>

委員	<p>PTA では保護者の負担を減らす取り組みを進めている中で、地域移行によって保護者の負担が増えるのでしょうか。このことが PTA 離れにつながってしまうのではないかと懸念しています。</p>
委員長	<p>PTA ということではなく、保護者の負担が増えているということですね。保護者の時間的・金銭的負担をどのように軽減できるかについて、次回検討していただく必要があります。</p>
委員	<p>ある地域クラブが、地域の居酒屋からの協賛を得る話を進めており、居酒屋の名前を載せた T シャツを作成しているという情報を聞きました。</p>
委員長	<p>未確認情報を議論する場ではないので、確認された事実に基づいて議論を進め、適切な方向性を示していただきたいと思えます。</p>
委員	<p>協賛の話が進んでいるところはどうするのでしょうか。</p>
委員長	<p>ガイドラインにおいて、地域クラブ単位での協賛募集を禁止するかどうかは、主体がどこなのかも含めて難しい問題だと考えられます。教育委員会がどこまで管理や指摘ができるかについても複雑な課題です。したがって、この件に関する最終結論は次回に出せると決めかね、慎重に検討を重ねていく必要があります。</p>
事務局	<p>7 閉会のことば</p> <p>委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、感謝申し上げます。委員の皆様から頂戴した貴重なご意見をもとに、次回の開催に生かしてまいりたいと存じます。</p> <p>最後に、次回第 5 回の開催につきましては、2 月 10 日（月）の 10 時より、会場はこちらの 6-3、6-4 会議室にて開催いたしますので、ご協力のほどよろしく願いたします。期日が近づきましたら、改めてご案内をさせていただきます。</p>

	それでは、以上をもちまして、「第4回大垣市中学校」を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。
--	--

前記のとおり、相違のないことを証するため署名捺印する。

令和6年11月22日

議長 竹内 治彦 ㊟

本会議録の作成に係る職務を行った者

社会教育スポーツ課 林 昭義 ㊟

捺印されている原本は、大垣市中学校部活動地域移行検討委員会事務局（社会教育スポーツ課）で保管しております。